

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮之城ひまわり会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長及び常務理事の報酬)

第4条 理事長及び常務理事に対する報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬については、週2回の出勤を基本とし、年額240,000円とする。
- (2) 常務理事の報酬については、週1回の出勤を基本とし、年額120,000円とする。

(理事の報酬)

第5条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程の規定を準用し「一般職の4級以上の職務にあるもの」とみなして、旅費を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を得なければならない。

(附 則)

平成17年4月1日より施行する。

平成19年2月23日より施行し、平成19年3月1日より適用する。

平成20年4月1日より施行する。

平成28年4月1日より施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円

別表2

名 称	報 酬
理事業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	6,500円